

▲グローバル衛星通信サービス契約約款

(平成24年 8 月 経企第618号)

第 1 章 総則	3
第 1 条 約款の適用	3
第 2 条 約款の変更	3
第 3 条 用語の定義	3
第 2 章 グローバル衛星通信サービスの提供	5
第 4 条 グローバル衛星通信サービスの提供	5
第 3 章 グローバル衛星通信契約	6
第 5 条 契約の単位	6
第 6 条 グローバル衛星通信契約申込の方法	6
第 7 条 グローバル衛星通信契約申込の承諾	6
第 8 条 契約者識別番号	6
第 9 条 請求による契約者識別番号の変更	6
第10条 グローバル衛星通信サービスの利用の一時中断	7
第11条 契約者の氏名等の変更の届出	7
第12条 グローバル衛星通信契約に係る名義変更	7
第13条 契約者が行うグローバル衛星通信契約の解除	8
第14条 当社が行うグローバル衛星通信契約の解除	8
第 4 章 G S P S カードの貸与等	9
第15条 G S P S カードの貸与	9
第16条 G S P S カードの返還	9
第17条 自営端末設備の接続	9
第18条 自営端末設備に異常がある場合等の検査	9
第19条 自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の 取扱い	10
第20条 自営端末設備の電波法に基づく検査	10
第 5 章 自営電気通信設備の接続等	11
第21条 自営電気通信設備の接続	11
第22条 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	11
第23条 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場 合の取扱い	11
第24条 自営電気通信設備の電波法に基づく検査	11
第 6 章 利用中止等	12
第25条 利用中止	12
第26条 利用停止	12
第 7 章 通信	14
第27条 通信の種類等	14
第28条 契約者回線との間の通信	14
第29条 通信利用の制限	14
第30条 通信の切断	14
第31条 通信時間等の制限	14
第32条 通信時間等の測定等	14
第 8 章 料金等	16
第33条 料金及び工事費	16
第34条 基本使用料の支払義務	16

第35条	通信料の支払義務	16
第36条	手続きに関する料金の支払義務	16
第37条	工事費の支払義務	17
第38条	料金の計算方法等	17
第39条	預託金	17
第40条	割増金	17
第41条	延滞利息	17
第9章	保守	19
第42条	当社の維持責任	19
第43条	契約者の維持責任	19
第44条	契約者の切分責任	19
第45条	修理又は復旧	19
第10章	損害賠償	20
第46条	責任の制限	20
第47条	免責	20
第11章	雑則	21
第48条	発信者番号通知	21
第49条	承諾の限界	21
第50条	端末設備等の持込み	21
第51条	利用に係る契約者の義務	21
第52条	約款の掲示	22
第53条	プライバシーポリシー	22
第54条	国際電気通信事業者等への契約者の氏名等の通知	22
第55条	合意管轄	22
第56条	準拠法	22
第12章	その他のサービス	23
第57条	料金明細内訳書の発行等	23
第58条	支払証明書等の発行	23
第59条	留守番電話サービス	23
第60条	転送電話サービス	24
第61条	通話中着信サービス	24
料金表		25
通則		26
第1表	料金	27
第2表	工事費	33
第3表	支払証明書等の発行手数料	34
別表		35
	グローバル衛星通信サービスの契約者回線に接続される自営 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技 術的条件	35
附則		36

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ（以下、「当社」といいます。）は、このグローバル衛星通信サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりグローバル衛星通信サービス（当社がこの約款以外の提供条件により提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、個別に通知する方法又は当社のホームページに掲示する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 グローバル衛星通信網	国際移動通信衛星機構（インマルサット）に関する条約に規定される会社（以下「インマルサット運用会社」といいます。）が運営する通信衛星並びにインマルサット運用会社により承認された海岸地球局、船舶地球局、携帯基地地球局及び携帯移動地球局等により構成される電気通信回線設備
4 グローバル衛星通信サービス	グローバル衛星通信網を使用して、携帯移動地球局と陸地との間の通信、携帯移動地球局相互間の通信又は携帯移動地球局から船舶への通信を行う電気通信サービス
5 グローバル衛星通信サービス取扱所	(1) グローバル衛星通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりグローバル衛星通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属グローバル衛星通信サービス取扱所	そのグローバル衛星通信サービスに関する契約事務を行うグローバル衛星通信サービス取扱所（当社の事業所及び当社が指定する事業所に限ります。）
7 グローバル衛星通信契約	当社からグローバル衛星通信サービスの提供を受けるための契約

8 契約者	当社とグローバル衛星通信契約を締結している者
9 移動無線装置	(1) 携帯して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置 (2) 自動車その他の陸上（河川及び湖沼を含みます。以下同じとします。）を移動するもの、船舶その他の海上を移動するものに設置して使用するためのアンテナ及び無線送受信装置
10 無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備
11 衛星局設備	無線基地局設備である通信衛星
12 取扱所交換設備	グローバル衛星通信サービス取扱所に設置される交換設備
13 契約者回線	グローバル衛星通信契約に基づいて衛星局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
14 GSPSカード	グローバル衛星通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの
15 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
16 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
17 自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18 契約者回線等	契約者回線にグローバル衛星通信網、ワイドスター通信網、モバイルマルチメディア通信網又は電話網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備
19 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 グローバル衛星通信サービスの提供

(グローバル衛星通信サービスの提供)

第4条 当社は、衛星局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するGPSカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して、グローバル衛星通信サービスを提供します。

第3章 グローバル衛星通信契約

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のグローバル衛星通信契約を締結します。この場合、契約者は、1のグローバル衛星通信契約につき1人に限ります。

(グローバル衛星通信契約申込の方法)

第6条 グローバル衛星通信契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をグローバル衛星通信サービス取扱所に提出していただきます。

2 前項の場合において、グローバル衛星通信契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

(グローバル衛星通信契約申込の承諾)

第7条 当社は、グローバル衛星通信契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) グローバル衛星通信契約の申込みをした者がグローバル衛星通信サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下第12条及び第49条において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第51条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 第6条（グローバル衛星通信契約申込の方法）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、グローバル衛星通信契約の申込みをした者の同意がないとき。

(4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

第8条 グローバル衛星通信サービスの契約者識別番号は、当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、第15条（GSPSカードの貸与）の規定によりGSPSカードを変更するときは、契約者識別番号を変更します。

3 当社は、第45条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、グローバル衛星通信サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

4 前2項の規定により、グローバル衛星通信サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(請求による契約者識別番号の変更)

第9条 契約者は、迷惑通信（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

- 2 契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、所属グローバル衛星通信サービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。
- 3 前項の請求があったときは、当社は、その請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。
- 4 当社は、契約者が契約者識別番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(グローバル衛星通信サービスの利用の一時中断)

第10条 当社は、契約者から請求があったときは、グローバル衛星通信サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第11条 契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属グローバル衛星通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属グローバル衛星通信サービス取扱所に届出がないときは、第8条（契約者識別番号）、第14条（当社が行うグローバル衛星通信契約の解除）、第25条（利用中止）及び第26条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(グローバル衛星通信契約に係る名義変更)

第12条 契約者は、グローバル衛星通信契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

- 2 契約者は、前項の規定によりグローバル衛星通信契約に係る名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属グローバル衛星通信サービス取扱所に請求していただきます。
- 3 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) グローバル衛星通信契約に係る名義変更により新たにそのグローバル衛星通信サービスの契約者になろうとする者が、グローバル衛星通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) グローバル衛星通信契約に係る名義変更により新たにそのグローバル衛星通信サービスの契約者になろうとする者が、第39条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (3) グローバル衛星通信契約に係る名義変更により新たにそのグローバル衛星通信サービスの契約者になろうとする者が、第51条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 グローバル衛星通信契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にそのグローバル衛星通信サービスの契約者となる者は、名義変更前の契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。

- 5 前4項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。
- (1) 相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この条において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属グローバル衛星通信サービス取扱所に請求していただきます。
 - (2) 当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。
 - (3) 前2号の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。
 - (4) 前号の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を契約者として取り扱います。

（契約者が行うグローバル衛星通信契約の解除）

第13条 契約者は、グローバル衛星通信契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属グローバル衛星通信サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

（当社が行うグローバル衛星通信契約の解除）

第14条 当社は、第26条（利用停止）第1項の規定によりグローバル衛星通信サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのグローバル衛星通信契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第26条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、グローバル衛星通信サービスの利用停止をしないでそのグローバル衛星通信契約を解除することがあります。
- 3 当社は前2項の規定によるほか、通信衛星の障害等によりグローバル衛星通信サービスの提供ができなくなったときは、そのグローバル衛星通信契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により、そのグローバル衛星通信契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 5 当社は、前4項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのグローバル衛星通信契約に係るグローバル衛星通信サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってそのグローバル衛星通信契約を解除するものとします。

第4章 GSPSカードの貸与等

(GSPSカードの貸与)

第15条 当社は、契約者へGSPSカードを貸与します。この場合において、貸与するGSPSカードの数は、1のグローバル衛星通信契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するGSPSカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(GSPSカードの返還)

第16条 GSPSカードの貸与を受けている契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのGSPSカードを当社が指定するグローバル衛星通信サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

- (1) そのグローバル衛星通信契約の解除があったとき。
- (2) その他GSPSカードを利用しなくなったとき。

(自営端末設備の接続)

第17条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合していることが確認できるもの及び当社のグローバル衛星通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、契約事務を行うグローバル衛星通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式7号又は様式14号の表示等により当社が別表の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その自営端末設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- (2) その接続が別表の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が別表の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示等により当社が別表の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前4項の規定に準じて取り扱います。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第18条 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別表の技術基準及び技術的条件に適

合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が同項の技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第19条 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

(自営端末設備の電波法に基づく検査)

第20条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとし、ます。

第5章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第21条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあつては、当社が無線局の免許を受けることができるものであつて、無線設備規則に適合しているもの及び当社のグローバル衛星通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、）を接続するときは、当社所定の書面により契約事務を行うグローバル衛星通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、次の場合を除き、その請求を承諾しません。

(1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。

(2) その接続が別表の技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が別表の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第22条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第18条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

第23条 自営電気通信設備（移動無線装置に限り、）について、臨時に電波発射の停止命令があつた場合の取扱いについては、第19条（自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第24条 自営電気通信設備（移動無線装置に限り、）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第20条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第25条 当社は、次の場合には、グローバル衛星通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第29条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第8条（契約者識別番号）第2項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりグローバル衛星通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第26条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのグローバル衛星通信サービスに関する料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったグローバル衛星通信サービスに関する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われたことを当社が確認するまでの間）、グローバル衛星通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定するグローバル衛星通信サービス取扱所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) グローバル衛星通信契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 契約者の氏名等の変更に関して、第11条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。
- (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のグローバル衛星通信サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第51条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第18条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）若しくは第22条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果別表の技術基準及び技術的条件に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (8) 第19条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第20条（自営端末設備の電波法に基づく検査）、第23条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第24条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
- (9) 第39条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

2 当社は、前項の規定によりグローバル衛星通信サービスの利用停止をすると

きは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。
ただし、本条第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7章 通信
(通信の種類等)

第27条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
通話モード	回線交換方式によりおおむね3 kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの
2.4kb/s通信モード	回線交換方式により2.4kb/s以下で符号の伝送を行うためのもの
ショートメッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等（以下「文字メッセージ」といいます。）の伝送（当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合があります。）を行うためのもの

2 グローバル衛星通信サービスに係る通信の条件については、料金表第1表第2（通信料）に定めるところによります。

（注）本条第1項の表の数値は実際の伝送速度の上限を示すものではありません。
また、通信の伝送速度は通信の状況等により変動します。

(契約者回線との間の通信)

第28条 グローバル衛星通信サービスの契約者回線との間の通信は、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル内、島の陰等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 前項の規定によるほか、グローバル衛星通信サービスの契約者回線との間の通信は、太陽雑音及び激しい降雨等により、一時的に行うことができない場合があります。

(通信利用の制限)

第29条 グローバル衛星通信サービスに係る通信が著しくふくそうした場合は、通信の全部を接続できないことがあります。

2 前項の規定によるほか、グローバル衛星通信サービスの利用については、外国の法令等により制限されることがあります。

(通信の切断)

第30条 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

(通信時間等の制限)

第31条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

(通信時間等の測定等)

第32条 通話モード及び2.4kb/s通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第30条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社が定める方法により

測定します。

2 ショートメッセージ通信モードに係る通信回数は、当社が定める方法により測定します。

第8章 料金等

(料金及び工事費)

第33条 当社が提供するグローバル衛星通信サービスの料金は、基本使用料、通信料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するグローバル衛星通信サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

(基本使用料の支払義務)

第34条 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)については、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりグローバル衛星通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次のようになります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、グローバル衛星通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのグローバル衛星通信サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのグローバル衛星通信サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通信料の支払義務)

第35条 契約者は、契約者回線から行った通信(その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、第32条(通信時間等の測定等)の規定により測定した通信時間又は通信回数と料金表第1表第2(通信料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第36条 契約者は、グローバル衛星通信契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったと

きは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第37条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第38条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法等は、料金表通則に定めるところによります。

(預託金)

第39条 契約者又はグローバル衛星通信契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者は、次の場合には、グローバル衛星通信サービスの利用に先立って（名義変更の場合はその承諾に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) グローバル衛星通信契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) グローバル衛星通信契約に係る名義変更の承認を請求したとき。

(3) 第26条（利用停止）第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1契約当たり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、グローバル衛星通信契約の解除、グローバル衛星通信契約に係る名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他のグローバル衛星通信契約に基づき支払うべき額並びに当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約及び個別信用購入あっせん契約（当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。）に基づき支払うべき額（当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

(割増金)

第40条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第41条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前

日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

(当社の維持責任)

第42条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第43条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別表の技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定によるほか、契約者は、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第44条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、グローバル衛星通信サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第45条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者識別番号を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第46条 当社は、グローバル衛星通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのグローバル衛星通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、グローバル衛星通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのグローバル衛星通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（通信料）に規定する料金（グローバル衛星通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりグローバル衛星通信サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、グローバル衛星通信サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

(免責)

第47条 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、別表の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 雑則

(発信者番号通知)

第48条 契約者回線からの通信については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

- 2 当社は、契約者識別番号を着信先の契約者回線等へ通知することに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(承諾の限界)

第49条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(端末設備等の持込み)

第50条 契約者は、次の場合には、自営端末設備（移動無線装置に限ります。）若しくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）又はGSPSカードを当社が指定した期日（別に定める営業時間内に限ります。）に当社が指定するグローバル衛星通信サービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 第17条（自営端末設備の接続）から第20条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営端末設備の検査又は第21条（自営電気通信設備の接続）から第24条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。
- (3) その他当社が必要と認めるとき。

(利用に係る契約者の義務)

第51条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) GSPSカードに登録されている情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (4) 当社が貸与するGSPSカードを善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (6) グローバル衛星通信サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、

当社からの求めに応じてその利用を中止すること。

- (7) ショートメッセージ通信モードにより行う文字、数字及び記号等からなるメッセージ（以下「文字メッセージ」といいます。）の送信は、当社が別に定める方法により行うこと。
- 2 当社は、ショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信にあたって、次の行為があったと認めたときは、前項第7号の規定に違反したものととして取り扱います。
- (1) 広告又は宣伝の手段として送信する文字メッセージについて、受信を拒否する意思表示があったにもかかわらず、再度送信する行為
- (2) 当社が大量と認める文字メッセージを実在しない電気通信番号へ送信する行為
- (3) 電気通信設備等についてその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる不正な指令に係る電磁的記録その他の記録を、文字メッセージを利用して送信する行為
- (4) 前各号によるほか、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）又は特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の規定に違反して文字メッセージを送信する行為
- 3 当社は、契約者が当社と契約を締結している他のグローバル衛星通信サービス又は契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、前項の規定に相当する行為があったと当社が認めたときは、第1項第7号の規定に違反したものととして取り扱います。
- 4 契約者は、第1項の規定に違反して当社が貸与しているGSPSカードを亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただきます。

（約款の揭示）

第52条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社のインターネットホームページにおいて揭示することとします。

（プライバシーポリシー）

第53条 当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。

（国際電気通信事業者等への契約者の氏名等の通知）

第54条 当社は、国際電気通信事業者等（国際電話等役務を提供する電気通信事業者であって、当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者（その国際電気事業者等が定める契約約款に基づき契約（当社が別に定めるものに限ります。）を締結している者又はその申込みをした者に限ります。）の氏名、住所及び契約者識別番号等を通知することがあります。

- 2 当社は、前項に規定する国際電気通信事業者等が定める契約の一覧を、当社が指定するグローバル衛星通信サービス取扱所において閲覧に供します。

（合意管轄）

第55条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第56条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第12章 その他のサービス

(料金明細内訳書の発行等)

第57条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者に係るグローバル衛星通信サービスの通信料金明細内訳書を発行します。

- 2 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第3表第1に規定する手数料及び郵送料の支払いを要します。
- 3 通信料金明細内訳の表示方法、その他の発行に関する条件は、本条に定めるほか、当社が定めるところによります。

(支払証明書等の発行)

第58条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのグローバル衛星通信サービス及びその他のサービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

- 2 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのグローバル衛星通信契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。
- 3 当社は、契約者から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、そのグローバル衛星通信サービスに係る次の契約に関する事項の証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

- (1) 契約の申込みの承諾年月日（名義変更により契約者となった場合は、その名義変更の承諾年月日とします。）
 - (2) 契約者の氏名又は住所等
 - (3) 契約者識別番号
- 4 契約者等は、前3項の請求をし、その支払証明書等（支払証明書、預託金預り証明書又は契約事項証明書をいいます。以下同じとします。）の発行を受けたときは、料金表第3表第2に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) 契約者は、本条の規定によるほか、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条に基づく個人情報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、契約者は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。

(留守番電話サービス)

第59条 契約者は、留守番電話サービス（その契約者回線に着信した通信（通話モードによる通信に限ります。）のメッセージの蓄積及び蓄積したメッセージの再生を行うサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

- 2 蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。
- 3 前項の規定によるほか、留守番電話サービスの提供の中止等があったときは、既に蓄積されているメッセージが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージの復元はできません。
- 4 蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの蓄積時間の数その他の提供条

件については、当社が別に定めるところによります。

(転送電話サービス)

第60条 契約者は、転送電話サービス（その契約者回線に着信する通信（通話モードによるものに限ります。以下この条において同じとします。）を、あらかじめ指定された他の契約者回線等に、自動的に転送するサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

- 2 通信時間は、この機能により転送される通信の相手（以下「転送先」といいます。）に接続して通信できる状態にした時刻に、発信者の契約者回線と転送電話サービスを利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。
- 3 転送電話サービスにより転送される通信の料金については、転送電話サービスを利用している契約者が支払いを要します。
- 4 転送電話サービスに係る転送先の契約者から、その転送される通信について間違い通信のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。

(通話中着信サービス)

第61条 契約者は、通話中着信サービス（通信中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作により、現に通信中の通信（通話モードによるものに限ります。以下この条において同じとします。）を保留し、次の通信を行うことができるようにするサービスをいいます。）を利用することができます。

- (1) 他の契約者回線からの着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。
- (2) 他の契約者回線等へ接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。

料金表

(料金表目次)

通則	26
第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）	27
第1 基本使用料	27
第2 通信料	28
1 適用	28
2 料金額	29
第3 手続きに関する料金	31
1 適用	31
2 料金額	32
第2表 工事費	33
第3表 その他のサービスに関する料金等	34
第1 料金明細内訳書の発行手数料	34
第2 支払証明書等の発行手数料	34

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除廃止があったとき。
 - (4) 第34条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- 3 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第34条第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、グローバル衛星通信サービスに係る通信に関する料金については、通信の種類等ごとに合計した額により、支払いを請求します。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月に係る起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するグローバル衛星通信サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 10 第34条（基本使用料の支払義務）及び第35条（通信料の支払義務）の規定により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、第1表第1（基本使用料）及び第1表第2（通信料）に規定する額とし、消費税相当額を加算しません。
- 11 当社は、第36条（手続きに関する料金の支払義務）、第37条（工事費の支払義務）、第57条（料金明細内訳書の発行等）及び第58条（支払証明書等の発行）の規定により、この料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額であって、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます。）を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。

(注) この料金表に規定する税込額は消費税法第63条の2に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。
(注) 当社は、第12項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のグローバル衛星通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 契約ごとに

区 分	料 金 額 (月額)
グローバル衛星通信サービス	4,900円

第2 通信料
1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	<p>ア 契約者は、そのグローバル衛星通信サービスの契約者回線から通信を行うときは、当社が別に定める方法により通信の種類をあらかじめ選択していただきます。</p> <p>イ グローバル衛星通信サービスの契約者回線と当社が提供するFOMAサービス、Xiサービス、ワイドスター通信サービス若しくは卸携帯電話サービスの契約者回線との間の通信は、当社が別に定める場合を除き、通話モードに限り行うことができます。</p> <p>ただし、当該契約約款の規定により通信を行うことができないときは、この限りでありません。</p>
(2) グローバル衛星通信サービスに係る通信料の区分の適用	<p>グローバル衛星通信サービスに係る通信料に関する通信先区分は、2（料金額）に定めるところにより適用します。</p>
(3) グローバル衛星通信サービスに係る通信料の適用	<p>グローバル衛星通信サービスに係る通信に関する料金については、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。）を適用します。</p>
(4) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア グローバル衛星通信サービスに係るショートメッセージ通信モードによる通信において、当社が定める情報量を超える文字メッセージを送信するときは、その文字メッセージを送信可能な情報量ごとに分割して送信します。この場合において、分割される文字メッセージ（以下「分割文字メッセージ」といいます。）の数は、1の文字メッセージ送信において10以内とし、これを超えた部分のメッセージについては消去されます。</p> <p>イ アの規定により文字メッセージを分割して送信したときのショートメッセージ通信モードによる通信の料金については、分割文字メッセージの数を送信回数とみなして、2（料金額）の2－3に規定する額を適用します。</p>
(5) 通信料の減免	<p>グローバル衛星通信サービスに係る問い合わせ又は申込みのために行われる通信（当社が別に定めるものに限ります。）については、第35条（通信料の支払義務）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

1 契約ごとに

通 信 先 区 分	料 金 額
	15秒までごとに次の料金額
グループ 1	40円
グループ 2	65円
グループ 3	75円
グループ 4	90円
グループ 5	125円
グループ 6	175円
グループ 7	200円
グループ 8	275円
グループ 9	175円

備考

上記の通信先区分は、それぞれ次のとおりとします。

グループ 1：全世界の固定電話（日本の固定電話を含みます。）、全世界の携帯電話（日本の携帯電話、PHS及び080若しくは090から始まる電気通信番号を持つ日本の衛星電話を含みます。）、インマルサットB G A N、インマルサットSwiftBroadband、インマルサットFleetBroadband、インマルサットS P S及びインマルサットG S P S

グループ 2：インマルサットミニM、インマルサットG A N

グループ 3：インマルサットM、

グループ 4：インマルサットB及びインマルサットA e r o

グループ 5：スラーヤ

グループ 6：イーエムサット

グループ 7：グローバルスター

グループ 8：イリジウム

グループ 9：グループ 1 からグループ 8 以外のもの

2-2 2.4kb/s通信モードに係るもの

1 契約ごとに

通 信 先 区 分	料 金 額
	15秒までごとに次の料金額
グループ 1	40円
グループ 2	65円
グループ 3	75円
グループ 4	90円
<p>備考</p> <p>上記の通信先区分は、それぞれ次のとおりとします。</p> <p>グループ 1：全世界の固定電話（日本の固定電話を含みます。）、全世界の携帯電話（日本の携帯電話、PHS及び080若しくは090から始まる電気通信番号を持つ日本の衛星電話を含みます。）、インマルサットSPS及びインマルサットGSPS</p> <p>グループ 2：インマルサットミニM</p> <p>グループ 3：インマルサットM</p> <p>グループ 4：インマルサットB</p>	

2-3 ショートメッセージ通信モードに係るもの

送信1回ごとに

区 分	
ショートメッセージ通信料	70円

第3 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用													
(1) 手続きに関する料金の種別	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 契約事務手数料</td> <td>グローバル衛星通信契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>イ カード発行手数料</td> <td>GSPSカードの貸与に関する請求（ア欄又はエ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ウ 名義変更手数料</td> <td>グローバル衛星通信サービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>エ 登録等手数料</td> <td>端末設備若しくは自営電気通信設備（以下「端末設備等」といいます。）の接続に関する請求（ア欄の申込みの請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>オ その他の手数料</td> <td>その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	ア 契約事務手数料	グローバル衛星通信契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	イ カード発行手数料	GSPSカードの貸与に関する請求（ア欄又はエ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ウ 名義変更手数料	グローバル衛星通信サービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	エ 登録等手数料	端末設備若しくは自営電気通信設備（以下「端末設備等」といいます。）の接続に関する請求（ア欄の申込みの請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	オ その他の手数料	その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
料金種別	内 容												
ア 契約事務手数料	グローバル衛星通信契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
イ カード発行手数料	GSPSカードの貸与に関する請求（ア欄又はエ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
ウ 名義変更手数料	グローバル衛星通信サービスに係る名義変更の請求（相続等に伴うものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
エ 登録等手数料	端末設備若しくは自営電気通信設備（以下「端末設備等」といいます。）の接続に関する請求（ア欄の申込みの請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
オ その他の手数料	その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
(2) 名義変更手数料の適用除外	名義変更により新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合するときの名義変更手数料については、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。												
(3) その他の手数料の適用除外	1の契約又は1の端末設備等について、その支払いを要する手続きが、契約事務手数料、カード発行手数料又は登録等手数料を要する手続きと同時に行われるものであるとき（当社が別に定める場合を除きます。）は、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。												
(4) 手続きに関する料金の減免	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。												

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(1) 契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000円（3,240円）
(2) カード発行手数料	1 枚ごとに	2,000円（2,160円）
(3) 名義変更手数料	1 契約ごとに	2,000円（2,160円）
(4) 登録等手数料	1 端末設備等ごとに	2,000円（2,160円）
(5) その他の手数料		別に算定する実費

第2表 工事費

区 分	工事費の額
グローバル衛星通信サービスに関する工事費	別に算定する実費

第3表 その他のサービスに関する料金等

第1 料金明細内訳書の発行手数料

1 契約について1通ごとに

区 分	手 数 料 の 額
料金明細内訳書の発行手数料	税抜額 100円 (税込額 108円)

(注) 料金明細内訳書の送付を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料(実費)が必要な場合があります。

第2 支払証明書等の発行手数料

1 支払証明書又は預託金預り証明書1枚ごとに 税抜額 400円 (税込額 432円)

(注) 支払証明書又は預託金預り証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

2 契約事項証明書1契約ごとに 税抜額 300円 (税込額 324円)

(注) 契約事項証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料(実費)が必要な場合があります。

別表 グローバル衛星通信サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

技術基準及び技術的条件	
グローバル衛星通信サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

附 則（平成24年 8 月 7 日経企第618号）

この約款は、平成24年 8 月13日から実施します。

附 則（平成24年 8 月23日経企第661号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったグローバル衛星通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則（平成24年11月 7 日経企第972号）

この改正規定は、平成24年11月 7 日から実施します。

附 則（平成24年11月 9 日経企第983号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年12月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったグローバル衛星通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則（平成25年 9 月27日経企第824号）

この改正規定は、平成25年10月 1 日から実施します。

附 則（平成25年11月25日経企第1071号）

この改正規定は、平成25年12月 1 日から実施します。

附 則（平成26年 3 月25日経企第1592号）

この改正規定は、平成26年 4 月 1 日から実施します。